

北茨城市生活応援商品券配布事業業務約款

第1章 総則

(趣旨)

第1条 北茨城市商工会（以下「商工会」という）は、新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格及び物価の高騰により影響を受ける市民生活の支援及び地域経済の活性化を図ることを目的として発行される生活応援商品券（以下「商品券」という）の事務処理の一部を、北茨城市からの受託事業として、北茨城市生活応援商品券配布事業を行う。

2 本事業名を「北茨城市生活応援商品券配布事業」とする。

3 本事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

(実施主体)

第2条 商品券発行団体は、北茨城市とする。

(業務委託内容)

第3条 商工会は、加盟店の募集、商品券作成印刷、消費された商品券の回収時の加盟店への換金事務、その他市長が必要と認めた業務を行うものとする。

(実施期間)

第4条 本事業は、事業遂行に要する期間とする。

(商品券の発行内容)

第5条 発行する商品券は、北茨城市民1人につき額面1,000円券5枚（5,000円分）を発行する。

2 商品券の種類は1種類の共通券とし、偽造防止用紙を使用する

(券面表示事項)

第6条 商品券には、次の事項を記載する。

- (1) 発行団体
- (2) 金額及び利用期間
- (3) 利用にあたっての制限
- (4) 偽造防止のための通し番号
- (5) 釣銭対応
- (6) 紛失及び盗難等の免責
- (7) 約款の存在

第2章 商品券の利用

(利用期間)

第7条 商品券の利用期間は、令和5年1月31日（火）までとし、利用期間を経過した商品券は無効とする。

(利用限度額)

第8条 1回の買い物（又はサービス）に対する商品券の利用限度額は設定しない。

(利用店舗)

第9条 商品券を利用できる店舗は、第17条に規定する加盟店（以下「加盟店」という）とする。

(対象商品等)

第10条 商品券は、加盟店が取り扱う商品及びサービス等の提供について使用できる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、対象外とする。

- (1) ビール券、図書券、文具券、切手、印紙、はがき、宝くじ、プリペイドカード等換金性の高い各種商品券等及び、「たばこ」の小売購入については、たばこ事業法第36条第1項において、小売価格以外による販売が禁止されていることから、商品券の対象に含めることができない。
- (2) 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」第2条第8項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの。
- (3) 加盟店事業者が自ら事業上の取引又は自社商品及びサービス等の提供への利用
- (4) 国や地方公共団体への支払い（税金等の支払等）
- (5) 加盟店が指定する商品券を利用できない商品及びサービス等の提供
(釣銭)

第11条 商品券の額面に満たない利用の時の釣銭は、支払われない。

(紛失等の責任)

第12条 商品券の盗難、紛失、滅失した場合は、再発行等を行わない。

(転売等の禁止)

第13条 商品券の交換、譲渡、売買、再利用をしてはならない。

(不正利用の損害)

第14条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、不正利用者に損害金の全部を請求するものとする。

第3章 加盟店

(加盟店の募集)

第15条 加盟店の募集の周知方法については、通知、ホームページ等によるものとする。

(加盟店の登録資格)

第16条 加盟店は、市内に事業所を有するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、除外するものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の営業に該当する事業又は法令に違反し、公の秩序若しくは善良の風俗を乱す恐れのある事業
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力、関与する等これと関わりを持つものであるとき。

(加盟店の登録手続き)

第17条 前条の資格を有し、登録手続きを希望する者は、商工会が定める登録期間において参加申込書を提出し、商工会長の承認を得て加盟店とする。

2 加盟店参加料は、徴収しないものとする。

(事業における負担金)

第18条 商品券換金における手数料は、北茨城市からの委託費に含めるものとし、加盟店は負担しないものとする。

(換金期間)

第19条 加盟店が利用者から受け取った商品券の換金期間は、令和4年11月15日（火）から令和5年2月28日（火）までの期間において商工会が定めた日とする。

(換金方法)

第20条 加盟店が商品券を換金する場合は、前条の規定により定めた日において、商工会が定める商品券換金申請書及び第20条第4号に定めた使用済商品券を商工会へ提出するものとする。

2 商工会は、内容を審査の上、加盟店が指定した金融機関の口座へ入金するものとする。

3 前条の規定により定めた期間を過ぎた商品券は、無効とし、換金できないものとする。

(加盟店の責務)

第21条 加盟店は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売及びサービス等の提供を行うこと。

(2) 商工会が配布する加盟店ポスター、昇り旗を利用者の見やすい場所に掲示すること。

(3) 利用者から受け取った商品券の交換、譲渡、売買、再利用をしてはならないこと。

(4) 利用者から受け取った商品券は、再利用防止のため加盟店印(取扱店印)又は代表者の印を押印すること。

(5) 他店の押印のある商品券は、受け取りを拒否するとともに速やかに商工会に申し出ること。

(6) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに商工会に申し出ること。

(7) 商工会及び北茨城市が本事業の調査等を行う時には、報告等の協力をすること。

(8) 本約款に定める規則を遵守するとともに、商工会からの指示を遵守すること。

(加盟店資格の喪失等)

第22条 第16条及び前条各号に違約する行為が認められた場合は、換金の拒否、加盟店の取り消し及び損害金の請求を行うことがある。

(紛失等の責任)

第23条 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、加盟店の責任とする。

(届出事項の変更)

第24条 加盟店は申請事項に変更があるときは、速やかに商工会に届け出るものとする。

第4章 雑則

(返還請求等)

第25条 商品券を受領した者が不正等を目的として次のことを行った場合は、商品券相当額の返還を請求し、商工会で審議し決定した処理を取ることができる。

(1) 商品券を他人に売却し、利益を得ること。

(2) 商品券を担保に提供し、又は質入れをすること。

(3) 加盟店事業者が自ら事業上の取引又は自社商品及びサービス等の提供に利用すること。

(4) その他本商品券の目的に相反する行為

(その他)

第26条

(1) 市民からの商品券発行事務に関する問い合わせ先は、北茨城市とする。

(2) 加盟店からの商品券に関する問い合わせ先は、北茨城市商工会とする。

(3) この約款に定めるもののほか、北茨城市生活応援商品券配布事業の実施に伴い必要な事項は、北茨城市と協議の上、商工会が別に定める。

附 則

この約款は、令和4年10月3日から施行する。